

ボランティア団体の紹介に関する指針

制定 2014年9月19日

改正 2016年7月1日

改正 2017年4月1日

甲南大学地域連携センター（KOREC）

甲南大学地域連携センター(KOREC)（以下「本センター」という。）では、以下の事項を満たし、本センターに団体登録をしている団体のボランティア活動の情報提供を行う。

1. 対象となるボランティア活動

- (1) 学生に対して、教育的配慮を伴った対応をする活動
- (2) 公益性・公共性が高く、営利を目的としない活動
- (3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- (4) 情報・実施に関する責任体制が明確である活動

2. 受付できない活動（この選定基準は受け付け時のみでなく、活動中にも適用する。）

- (1) 法令に違反する活動
- (2) 公序良俗に反する活動
- (3) 政治的・宗教的活動を主たる目的とする活動
- (4) 車の運転、介護や看護など、本来、有資格者によってなされるべき活動
- (5) 人体に有害や危険が伴う活動
- (6) 個人で募集する活動
- (7) その他、本センターが不相当と判断する活動

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ事項

- (1) ボランティア受け入れ団体はボランティア申込み者に対して、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意に達した上で、活動を開始することとする。
- (2) ボランティア受け入れ団体はボランティア申込み者に対して、活動開始前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は必要に応じて研修・サポートを行う。
- (3) ボランティアに参加するかどうかは、学生の自由意志であり、本センターが募集依頼を受けたボランティアについて、本学学生の派遣を保証するものではない。
- (4) ボランティアセンター等中間支援組織団体については、甲南大学に紹介するボランティア受け入れ団体に関して、本指針に沿ったものであることを確認すること。

4. 免責事項

本センターで紹介するボランティア情報に関して発生したトラブル等に対して、本センターは一切責任を負わない。